

上牧町有害鳥獣被害防除事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農産物被害を未然に防ぐことを目的に、予算の範囲内において上牧町有害鳥獣被害防除事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害鳥獣 イノシシ、アライグマその他町長が定める鳥獣類をいう。
- (2) 農地 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地であって、町内にあるものをいう。
- (3) 農業者等 町内に農地を有する農業者又は当該農業者と契約を締結し、農地を耕作している耕作者若しくは町内に所在する農業団体（2戸以上の農業者で組織する任意の団体を含む。）をいう。
- (4) 防護柵 ワイヤメッシュ柵、ネット柵その他有害鳥獣による農産物の被害を防ぐことを目的とした防護柵をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 農業者等
- (2) 農地において、有害鳥獣による被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者
- (3) 町税等を滞納していない者
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）でない者
- (5) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が自ら耕作又は管理する農地において、防護柵を設置する事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防護柵の購入に係る費用とする。

- 2 補助金の額は、補助対象者1人当たりの補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額)とし、20,000円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、上牧町有害鳥獣被害防除事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、共同設置でない場合は、第2号に掲げる書類を除く。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 共同設置者連名簿(第3号様式)
- (3) 収支予算書(第4号様式)
- (4) 見積書

- 2 申請者は、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた農地にあつては、当該交付の決定を受けた年度の翌年度から起算して5年を経過しなければ、当該農地を補助対象事業に係るものとして申請することはできない。

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書等の提出があつた場合において、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、上牧町有害鳥獣被害防除事業補助金交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(変更等の承認の申請)

第8条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が事業に要する補助対象事業又は補助対象経費を変更しようとするときは、上牧町有害鳥獣被害防除事業内容変更申請書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書(第2号様式)
- (2) 補助対象経費の積算の根拠となる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による内容変更申請書の提出があつた場合において、適当と認めるときは、当該変更を承認し、上牧町有害鳥獣被害防除事業内容変更決定通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

- 3 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、上牧町有害鳥獣被害防除事業補助金事業中止(廃止)承認申請書(第8号様式)を町長に申請し、その承認を受けなければならない。

(指示及び検査)

第9条 町長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、上牧町有害鳥獣被害防除事業実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、当該補助対象事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければならない。

(1) 収支精算書(第4号様式)

(2) 購入した防護柵等の施工前及び施工後の写真

(3) 補助対象事業に係る領収書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、上牧町有害鳥獣被害防除事業補助金交付額確定通知書(第10号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、上牧町有害鳥獣被害防除事業補助金交付請求書(第11号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第7条第2項の規定により町長が付けた条件に違反したとき。

(2) 第8条の規定に違反したとき。

(3) 第9条の規定による町長の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当と認められる事実があったとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、町長は、当該取消しに係る部分に関し、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(設備等の管理及び維持管理の義務)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置した防護柵等について、事故の防止を図り、適正に管理しなければならない。ただし、やむを得ない事情により廃棄等を行う場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置した防護柵等について、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。